

令和2年度 島根県免許状更新講習 実 施 要 項

島根県教育委員会

1 目 的

本講習は、教育職員免許法（以下「法」という。）及び免許状更新講習規則に基づき、以下の者を対象として教員免許状が円滑に更新できるようにすることを目的とする。

なお、本講習は本県教育委員会の主催する免許法認定講習を利用して実施する。

2 主 催 島根県教育委員会 共 催 島根大学教育学部

3 講習の対象

島根県内に勤務する公立学校の教員及び実習助手、並びに公立幼保連携型認定こども園の教員で、令和3年3月31日又は令和4年3月31日が修了確認期限（旧免許）又は有効期間の満了の日（新免許）である者。

なお、上記以外の者であっても開講日が更新講習受講期間であれば対象とする。

本講習は免許法認定講習を利用して行うため、免許法認定講習の受講者を優先する。また、免許状更新講習のみ申し込むことも可能であり、免許法認定講習と併せて申し込むことも可能。

4 会場及び期日等（別紙開設科目一覧による）

- (1) 会 場 島根大学 〒690-8504 松江市西川津町 1060
- (2) 期 日 令和2年8月16日（日）から8月17日（月）
- (3) 受 付 8時30分から（8時45分からオリエンテーション）
- (4) 講 習 8時50分から16時10分（昼休憩等を含む）
- (5) 試 験 16時20分から17時00分（講習2日目のみ）

※講習時間等は都合により前後することがある。

5 開設科目 別紙開設科目一覧参照

6 成績審査の方法

- (1) 当該課程の授業時数を出席した者について審査する。
- (2) 履修認定は試験による。

7 受講料

- (1) 2,000円 *申込書に受講料を同封しないこと。
- (2) 免許法認定講習と双方の受講者は、本講習の受講料は不要
- (3) 納入は、納入通知書によって行う。納入通知書は、受講決定通知書とともに送付する。
- (4) 納期限（後日受講決定通知の際連絡）までに納入していない場合は、受講を認めない。
- (5) 受講料は、納入後は返金しない。

8 受講手続き

- (1) 受講を希望する者は、別紙様式Aによる受講申込書（事前アンケートも含む。）に記入の上、所属長の承認を得て、島根県教育庁学校企画課「教員免許担当」あて申し込むこと。
- (2) 受講申込書とともに以下に示す返信用封筒（受講決定通知書の送付用）を同封すること。
○94円切手を貼付した長形3号封筒（封用にのり付（両面テープ貼付可）すること）
○封筒の表に郵便番号、住所、氏名（「様」を記入）を明記
- (3) 申し込み期限は令和2年6月12日必着とする。（それ以降は受け付けない）
- (4) 受講の可否については、令和2年7月3日までに受講決定通知書を送付する。

(申込先) 〒690-8502 島根県松江市殿町1番地
島根県教育庁学校企画課「教員免許担当」

(問合先) 学校企画課人材育成スタッフ TEL 0852-22-6606
FAX 0852-22-5762

9 その他

- (1) 定員超過のために受講できない場合がある。
- (2) 台風等の不可抗力により講習を中止する場合がある。その場合、補講を行わないことがある。事前に講習を中止する決定を行った場合は、前々日の15時までに島根県教育委員会ホームページ（https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/kyoin_menkyo/ninnteikoushuu.html）で案内する。
- (3) 受講希望が少ない科目については開設を取りやめることがある。
- (4) 申し込む際は、他行事・研修等と日程が重複しないか必ず確認してから申し込むこと。
- (5) 時間割、必要な持参品、事前準備等、この要項に定めた以外の事項については、「受講決定通知書」を送付するときに併せて連絡する。
- (6) 会場に受講者用駐車場は確保していないので、原則公共交通機関等を利用する

こと。

また、**近隣施設には無断駐車を絶対に行わないこと。**

- (7) 受講に当たっては、研修にふさわしい服装に心がけること。
- (8) 万一、講習を欠席する場合には、所定の欠席届により速やかに報告すること。その際、可能な限り事前に電話等で連絡すること。
- (9) 障がいがある等、受講時に配慮が必要な場合は、申込書に配慮内容を記入すること。